

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年三月一日から適用する。

令和三年二月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 削除</p> <p>五〇六十七 (略)</p> <p>六十八 シクロホスファミド静脈内投与療法 成人T細胞白血病</p> <p>(末梢<sup>しょう</sup>血幹細胞の非血縁者間移植が行われたものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 コレストロール塞栓症に対する血液浄化療法 コレストロール塞栓症</p> <p>五〇六十七 (略)</p> <p>(新設)</p>